

西条市農業委員会 平成29年度第10回総会 議事録

1. 日 時 平成30年1月5日（金） 午後2時00分から午後2時59分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.00%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.33%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	19番 玉井 一男
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	3番	徳増靖記	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	23番 眞鍋 美鈴
	6番	白石 利恵子	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	17番	青野 武	
	9番	長谷川 孝師	18番	佐伯 賢造	

○欠席者氏名

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	11番	栗田 房信	23番 永井 正幸
	2番	石橋 和歓	12番	森田 忠茂	25番 渡部 靖
	3番	一色 達夫	13番	一色 和成	26番 越智 勝邦
	4番	高橋 豊重	14番	稲井 重弘	27番 玉井 隆志
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	28番 桑原 俊樹
	6番	伊藤 龍二	16番	瀬良 隆彦	29番 曾我 敏数
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	30番 今井 文雄
	8番	宮武 恭宏	19番	眞鍋 幸正	
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫	
	10番	安藤 英利	22番	佐伯 美一	

○欠席者氏名

20番 高橋 正 24番 石川 清幸

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による買受適格証明の承認について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第5号 農地転用事業計画変更に対する意見の決定について
議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第7号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令による承認（廃止）について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）
報告案件（玉之江地区の農地転用許可申請（太陽光発電設備設置）に係る処理経過について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 功 東予分室長 谷本 仁志
事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

7. 議事内容

事務局	それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第10総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	はじめに、加籐会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【 会長挨拶 】
事務局	【 議長選出 】 それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により会長が行うこととなっておりますので、加籐会長よろしく申し上げます。
議 長	【 会長、議長席に着く 】 ただ今から、平成29年度 第10回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	議事録署名人及び書記の指名
	それでは、議事録署名人の指名をいたします。

議長 山田好一 委員、村上 繁敏委員の両委員にお願いいたします。
なお、欠席届出が、20番 高橋 正 推進委員、24番 石川清幸 推進委員から出ておりますので、ご報告いたします。
ただいまの出席委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の井上、越 智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議案書3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 事務局の谷本です。よろしく申し上げます。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

53号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

54号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

55号は、〇〇会社が、高松国税局の公売により落札した農地を取得しようとする申請でございます。

56号は、〇〇氏が、愛媛地方税滞納整理機構の、公売により落札した農地を取得しようとする申請であり、小作地解放となります。

57号は、〇〇氏が、愛媛地方税滞納整理機構の、公売により落札した農地を取得しようとする申請であり、小作地解放となります。

58号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

59号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

60号及び61号は、〇〇氏が、〇〇氏から慣行小作権の贈与を受けるとともに、〇〇氏から、当地の所有権移転を受け、小作地解放を図ろうとする申請であります。

62号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

63号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

64号及び、65号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏

事務局 及び、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

66号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

67号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

68号は、〇〇会社が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

69号は、〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

70号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権の移転を受け、併せて、議案書53ページに計上されているように、〇筆、〇〇㎡の利用権の設定を行い、新規就農を図ろうとする申請でございます。

71号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。以上19件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上、19件の提案説明がありました、

70号については、新規就農の面接を行っておりますので、担当委員より、面接結果の報告をお願いします。

事務局 (代読) 今回の新規就農に伴う、農地の買い受け及び借り入れ希望者につきまして、平成29年12月20日及び同26日に、丹原総合支所において面接を行いました。

面接を行ったのは、渡邊職務代理、及び、佐伯賢造委員です。

当案件の申請人は 〇〇氏、〇〇才であります。

〇〇氏は、IT 関連の派遣社員であり、現在、〇〇市に居住しておりますが、就農に伴い、生活の本拠を西条市へ移すとのことです。

当初の12月20日の面接においては、就農計画の杜撰さが目立ち、12月26日の再面接となりました。

予定作目は、アスパラ、ブロッコリー、水稻、柿、キウイフルーツ及びタケノコであり、将来は、農地を2ヘクタールほど集積し、施設園芸を中心に経営を行いたいとのことです。

農業用機械及び倉庫は、当面、家族から借用するとのことです。

これら営農計画に対し、地元での営農の実情、その対応を縷々、説明・指導いたしました。

主要な農機具、倉庫も確保しており、〇〇氏の農地の売買・貸借については、妥当と判断いたします。以上で報告を終わります。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>農地法第3条の申請について、以上19件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、願います。53号より、順次、願います。</p>
地区委員	<p>53号 問題ありません。</p> <p>54号 問題ありません。</p> <p>55号 問題ありません。</p> <p>56、57号 問題ありません。</p> <p>58号 問題ありません。</p> <p>59号 問題ありません。</p> <p>60、61号 問題ありません。</p> <p>62号 問題ありません。</p> <p>63号 問題ありません。</p> <p>64、65号 問題ありません。</p> <p>66、67、68号 問題ありません。</p> <p>69、70号 問題ありません。</p> <p>71号 問題ありません。</p>
議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上19件を原案どおり許可することといたします。</p> <p style="text-align: center;">買受適格 証明関係</p> <p>次に、8ページ、議案第2号、農地法 第3条 第1項 を目的とする買受適格証明願について、申請内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明申し上げます。9ページをお願いいたします。</p> <p>8号は、〇〇氏が、農地の公売参加のため、買受適格証明書の交付を申請するものでございます。小作地解放となります。以上1件、ご審議よろしく願います。</p>
議 長	以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、願います。
地区委員	8号 問題ありません。

議 長	他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議 長	ありがとうございます。『異議なし』という事でありますので、原案どおり承認することとし、証明書を1件交付いたします。
	農地法第4条関係
	次に、10ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	<p>それでは、ご説明申し上げます。11ページをお願いいたします。</p> <p>21号は、〇〇氏が、貸事務所を建築しようとする申請でございます。申請地には、既に倉庫が立つとともに、駐車場としても利用されており、その是正案件でございます。</p> <p>22号は、〇〇氏が、住宅用倉庫を建築しようとする申請でございます。</p> <p>23号は、〇〇氏が、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。</p> <p>24号は、〇〇氏が、宅地拡張を行おうとする申請でございます。申請地は、既に宅地化されており、その、是正案件でございます。</p> <p>25号は、〇〇氏が、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。申請地は、既に宅地化されており、その、是正案件でございます。</p> <p>26号は、〇〇氏が、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>なお、是正案件である3件は、申請者に始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。</p> <p>以上6件、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	以上、6件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。
地区委員	<p>21号 問題ありません。</p> <p>22号 問題ありません。</p> <p>23号 問題ありません。</p> <p>24号 問題ありません。</p>

地区委員	<p>25号 問題ありません。</p> <p>26号 問題ありません。</p>
議長	<p>他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上6件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p> <p style="text-align: center;">農地法 第5条 関係</p> <p>次に、13ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それではご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。</p> <p>115及び116号は、前回、保留となっていた案件で、関連書類の整備が整いましたので、再度、ご審議いただくものでございます。</p> <p>〇〇会社が、〇〇氏 外〇名から所有権移転並びに、賃借権の設定を受け、ホテル、温泉施設、店舗等の複合施設を開発しようとする申請でございます。所在地番の欄にもありますように、115号が所有権移転、下から2件の116号が、賃借権設定となっております。</p> <p>123号、124号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、両親の住宅、並びに、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>125号は、〇〇会社が、〇〇氏 外〇名から、所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。</p> <p>126号は、〇〇学園が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。</p> <p>127号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>128号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天貸資材置場に転用しようとする申請でございます。</p> <p>129号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、住宅展示場、及び、事務所を建設しようとする申請でございます。</p> <p>130号は、〇〇会社が、〇〇氏から、賃借権の設定を受け、太</p>

事務局 陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

131号は、〇〇氏 外〇名が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。申請地には、許可不要の200㎡未満ではありますが、既に、農業用倉庫が建築されております。

132号は、〇〇氏 外〇名が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

133号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

134号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

135号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

136号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

137号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、宅地拡張を行おうとする申請でございます。申請地は、既に宅地化されており、その是正案件でございます。

138号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

139号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

140号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

141号は、〇〇氏 外〇名が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

142号は、〇〇氏 外〇名が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

143号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

144号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、事業用倉庫、及び、事務所を建築しようとする申請でございます。

145号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

146号は、〇〇氏 外〇名が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。申請地には、既に、住宅がはみ出しており、その、是正案件でございます。

147号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、店舗1棟を建築しようとする申請でございます。

事務局	<p>148号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>149号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。</p> <p>なお、是正案件である2件は、申請者に始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。</p> <p>以上29件、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上、29件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。</p>
地区委員	<p>115、116号 問題ありません。</p> <p>123、124、125号 問題ありません。</p> <p>126号 問題ありません。</p> <p>127、128号 問題ありません。</p> <p>129号 問題ありません。</p> <p>130号 問題ありません。</p> <p>131、132号 問題ありません。</p> <p>133、134、135号 問題ありません。</p> <p>136号 問題ありません。</p> <p>137、138、139号 問題ありません。</p> <p>140、141号 問題ありません。</p> <p>142号 問題ありません。</p> <p>143、144号 問題ありません。</p> <p>145、146号 問題ありません。</p> <p>147、148号 問題ありません。</p> <p>149号 問題ありません。</p>
議長	<p>他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>
議員一同	<p>異議なし</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>『異議なし』ということでありますので、以上29件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p> <p style="text-align: center;">農地転用事業計画変更に対する意見の決定について</p> <p>次に、22ページ、議案第5号、農地転用事業計画変更に対する</p>

議 長 意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。23ページをお願いいたします。

14号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、賃貸共同住宅1棟を建築するものとして、28年11月の部会にてご審議いただき、進達・許可された案件でございます。

申請者は、計画当初、遠隔地からの職員採用を多数見越しており、そのための共同住宅の建築を予定しておりましたが、募集の結果、近隣での人材確保が可能となったため、共同住宅から、貸店舗へ、事業目的を変更するものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 14号 問題ありません。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定について

次に24ページ、議案第6号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしております。

詳細につきましては、議案書27ページから62ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、206件、面積は、62万153㎡となっております。

事務局	<p>また、所有権の移転 は、6件、面積は、1万7千525.69㎡ となっております。</p> <p>以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ありがとうございました。『異議なし』ということですので、 原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。</p> <p style="text-align: center;">特定農地貸付法 関係</p> <p>次に、63ページ、議案第7号、特定農地貸付けに関する法律施行令による市民農園の廃止の承認について、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。64ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、〇〇組合の、市民農園閉園に伴い、特定農地貸付廃止承認申請が提出されたものでございます。</p> <p>申請地〇筆は、平成11年4月、〇〇組合の市民農園開設に伴い、旧丹原町農業委員会において審議、承認された案件でございますが、年々利用者が減少していき、ここ数年は、市民農園として利用されていない状態となっております。</p> <p>今回、農地の有効活用を図るべく、県の補助事業を活用し、担い手育成を目的とした、研修圃場の整備を行うため廃止の申請が提出されたものでございます。なお、申請地のうち、〇筆は、既に転用されており、その是正も兼ねた案件であり、申請者には、始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。</p>
地区委員	<p>1号 問題ありません。</p>
議 長	<p>他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>

議 長	<p>ありがとうございました。『異議なし』ということでありますので、当該市民農園の廃止を、承認することといたします。</p>
	<p style="text-align: center;">報告承認案件</p> <p>次に、65ページ、報告承認案件について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>平成29年11月3日から、平成29年12月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、59件、農地の原形変更届を、1件、農地法施行規則第29条第1号、農業用施設の届出を、2件、小松町大頭地区における、県営農地整備事業の非農用地区域の設定についての、現況証明願いを、1件、それぞれ受理いたしました。以上、報告を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、玉之江地区の農地転用にかかる処理経過について、事務局から報告いたします。</p>
事務局	<p>玉之江地区の農地転用許可申請（太陽光発電設備設置）にかかる処理経過について（報告）と書かれているレジメをご覧ください。</p> <p>昨年の10月総会において議案審議しました、玉之江地区の農地転用許可申請（太陽光発電設備設置）にかかる処理経過について報告いたします。</p> <p>当該申請については、10月4日、第7回総会において審議した結果、周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがある等の理由から、不許可が相当との意見を議決したところです。そして、当該案件は転用面積が30アールを超えるため、愛媛県農業会議の意見を聴かなければならないことから、10月27日開催の愛媛県農業会議常設審議委員会に諮問いたしました。</p> <p>会議では、「当該地域は従来から冠水等による被害が頻繁に発生している地域である。」「砂利敷造成し、周囲をフェンスで囲む計画となっており、台風等の大雨により大量の水が流入すれば、周辺の農地や農道、用水路等に土砂を流出させるなど、営農条件に支障をきたすおそれがある。」「フェンスを設置することにより、従来下流に流れていたゴミや流木等がフェンスに詰まり、堰となり、これまで以上に冠水するおそれがある」</p> <p>以上のことから、当地において大規模な太陽光発電設備を設置することは適当でない旨、本会の意見を申述しましたが、本転用が直</p>

事務局 接的に被害を拡大させるものかどうか判断が難しいとの理由から審議保留となり、後日現地調査を実施したうえで再審議することとなりました。

10月31日に現地調査が実施され、吉井土地改良区理事長及び申請人から説明を受け、質疑を行いました。

ここまでの経過は11月6日総会において加藤会長が説明したとおりです。

その後、11月28日の常設審議委員会において再審議され、「水害対策が万全でない現時点において大規模な太陽光発電設備を設置することは適当でない」旨、本会の意見を改めて申述し、理解を求めましたが、転用行為を直接的な原因とする因果関係が認め難いことから、農地法第5条第2項第4号をもって不許可とするのは困難であるとして、許可相当の議決がなされ、別紙のとおり意見回答がありました。

なお、地元の住民や土地改良区から人命に関わる甚大な被害に発展する可能性を危惧する強い意見もあるため、許可にあたっては当該地域に対する万全な防災対策に配慮を要するとの補足がなされています。

このように、県農業会議の意見は不許可とするのは困難ということでありましたが、当該申請地は冠水等災害の危険性の高い地域であり、農地法第5条第2項第4号に定める、災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれ、周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずるおそれ、があると認められるため、災害時における環境整備が十分整っていない現時点において、大規模な太陽光発電設備の設置は適当でないとし、先の総会で議決しましたとおり不許可相当の意見とすることによろしいか、別紙意見書を確認いただきたいと存じます。

別紙2をお願いいたします。こちらは、本会の総合意見の詳細でございます。読み上げますので、お聞きいただけたらと思います。

申請地は、従来から災害発生時には、冠水等の被害が多く発生している地域であり、先の18号台風においても中山川から大量の水が流れ込みかなりの高さまで冠水したところである。

また、申請内容を確認したところ、転用の際には、砂利敷造成し、周囲をフェンスで囲む予定となっております。

保水性の高い農地である現状においても、冠水し、危険な状態になっている上、さらに2ヘクタールを超える農地を造成することになれば、災害時の危険性はさらに増すのではないかと考えられ、フ

エンスを設置することにより、従来下流に流れていた、雑木、稲わら等が堰となり、今まで以上に冠水するのではないかと懸念されます。

また、砂利敷造成することにより、道前平野土地改良区や吉井土地改良区が管理する農道・水路、加えて周辺の農地に土砂を流出させるなど営農条件に支障をきたす恐れがあるとも考えられます。

さらに、道前平野土地改良区が管理する水路伝いに県道丹原小松線北側の農地等への土砂の流入も想定されます。

愛媛県農業会議からは「申請に係る農地の転用行為を直接的な原因とする因果関係が認めがたいことから（中略です。）不許可とすることは困難である」との意見が寄せられていますが、これまでの経緯、事業を実施した際の懸念、周辺農地等への影響等、総合的に判断し、災害時における環境整備が十分に整っていない現時点では、今回の申請を許可することは適当ではないと考えます。

なお、愛媛県農業会議の補足意見にあります「転用の確実性」については、地域住民や土地改良区が強く反対しており、今後、反対運動などのトラブルが嵩じた場合、事業が遅滞なく施行できるか懸念されます。

また、「当該地域に対する万全な防災対策」については、事業者において一定の防災対策は示されているものの、万全とは認め難いことから、さらなる対策を講じる考えはないか確認しましたが、確たる回答は得られませんでした。

本会としましては、河川管理者による河川の整備並びに湛水防除設備の設置等、抜本的な防災対策が必要であると考えます。

以上が、本会の意見書の内容でございます。

これでよろしければ、本会の意見書及び県農業会議の意見書を付して、県知事に申請書を提出いたします。

改めまして、本会の意見書は別紙1及び別紙2、愛媛県農業会議の意見書は別紙3のとおりです。

今後、愛媛県において内容を審査し、許可又は不許可を決定することとなります。以上で説明を終わります。

ありがとうございました。

議長 ただいま事務局の方から、玉之江の件に関して、ご報告いただきました。私も10月以降、この件に関しまして県の常設委員会で、再三地元の意見は述べてきましたが、基本的に、やはり農業委員会で審議すべきはあくまでも農地法でしかないということでございます。それ以外の事では協議はできないということであり、気持ち的には大変厳しいというか、私たちも、地元の改良区もここまで反対してきているし、本件に携わる農業者団体にとっても、これはおかしいのではないかと述べてきたのですが、法律にのっとった場合は、今の意見書にあるとおり、農業会議においては、このような判断がされました。

そのことにより、県から、再確認の意味も込めて、西条市の意見を再提出してほしいと依頼がありました。

ただいま事務局が説明した内容でございますが、本会で、この件について再確認をしたいと思います。

本会では、10月、11月での総会で審議し、不許可相当ということで決議されておりますが、これについての再確認をしたいと思います。

これについて、委員さんの方から、ご意見等ございましたらよろしくをお願いします。

〇〇委員 【挙手】

議長 〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 地元というより、東予地区では、毎月総会前に、委員による勉強会を行っております。その会の席上で、農業委員、推進委員、皆さんに意見を出していただいて、この案件について協議いたしました。

〇〇委員、〇〇推進委員が、地元の意見等を詳しく説明してくださいました。その中で、我々、東予地区の農業委員、推進委員は、この意見に対して、事業を許可するということは、誠に遺憾であります。災害時に大きな問題を抱えているこの案件については認めるべきではないと考えます。よろしくお願いいたします。

議長 他に、この件に関して、ご意見ございませんか。

〇〇委員 【挙手】

議長 〇〇委員をお願いします。

- 〇〇委員 確認したいのだが、別紙3の中に「当該地域に対する万全な防災対策に配慮を要する」とありますが、これはどういう意味なのか。「配慮を要する」というのは、どのようなことを指して配慮というのか。その辺りをお聞かせいただきたい。
- 事務局 これにつきましては、まず1つは、事業者自らが、防災対策を行うということ。行っていただきたいということが1点。
もう1つは、行政等が防災対策を施して欲しいという2つの意味で書かれていると思われま。
- 〇〇委員 抽象的でわかりにくいのだが、例えば、「申請者がこのような対応をとる」というような具体的な話はないのか。それと、行政にしてもそのような具体的な話はないのか。
- 事務局 残念ながら、会議の中では、具体的にこのようなことをすべきである等の意見はございませんでした。
- 〇〇委員 現実問題として、何かあった時には、地元が泣き寝入りすることになるのか。それとも、この件に関して、何かあった時の保証のようなものはあるのか。
- 事務局 この意見については、農業会議の意見である。農業会議は行政ではないので、直接、防災対策を行う立場ではない。あくまで、農業会議としては、何らかの対策を関係者に促すというか、行って欲しいということで、このような回答になっているのだと思われる。あくまで、私の個人的な見解ではあるが。
- 〇〇委員 今年度、自然災害があった。このような中で、私たちも、今年度、30年度と対応していかなければならないのだが、意外と原因がどこにあるかはわからないが、自然災害については、ある意味、原因はともかく、例えば、土砂が入ってきたら、その土砂に関しては、持っている方が直すというか、除かなければいけないと聞いた覚えがあるのだが、そういった不安というのは、やはり地元の間がが一番感じているものである。その辺のところはもっと強く伝えていただきたいと思います。以上です。
- 議長 先ほどから言っているご意見は、我々もよくわかります。実際その中で農業委員会が本当に審議しなければならないものは農地法のみであるということは歴然としていることであり、我々

議 長 も歯がゆい思いをしている。ここから上のことについては、農業委員会が関与できない部分であるというのなら、このような大規模な案件については、行政等に間に立ってもらわなければ、農業委員会の審議だけでは難しいところがある。

今回の件の、訴訟にまで至った場合は、農業委員会の立場で言うと、たぶん負けるというか、法律上はそこまでしか審議できない。一番痛い部分はそこで、やはり、泣き寝入りするのは住民であり、その辺りを十分に考えていくのであれば、行政等にも動いていただき、その辺りを焦点にさせていただけないかなと思う。宇和島辺りでは、このような案件で行政がかかわったケースがあると聞いている。市町村によって違いがあるのも事実かもしれないが。自分自身、地元の農業委員会が許可相当としない案件が、常設委員会にまで上がったことは初めての経験であり、常設委員会としては、不許可相当になった案件でも、協議するという事になっている。協議に参加した他の会長からも、県でも初めてのケースではないかのご意見があり、地域によっては、このような問題が起こりうることを想定している地域もあるようであるとおっしゃっていた。

基本的に、今回の案件は、排水等の関係もあるので、地元の改良区が賛成していないものである。地元の改良区の権限を、県ももう少し強く見ていただければ、このような案件を農業委員会で審議する自体おかしなことになってしまうのではないかと思うと自分自身は考えている。

今後、県がどのような対応をしていくのか、我々も見守っていかなければならない立場だが、引き続き注視していきたいと考えている。

この件に関して、他にご意見ございませんか。

〇〇委員 【挙手】

議 長 〇〇委員お願いします。

〇〇委員 農業会議の意見書を見ると、当該地域が、災害時における「遊水・保水地区」であることが原因となっているような言い方になっているが、例えば、この地域が「遊水・保水地区」地域でなければいいのか、また、「遊水・保水地区」を外すことはできないのか、よくわからないので教えていただきたい。

事務局 正式に回答があったわけではないので誤解を招く恐れもあるが、

事務局 誤解を恐れず申し上げますと、この地域は、もともと遊水地区であり台風等の大水があることは前提で、周知の事である。

ですから、事業者は別に悪くはなく、法にのっとって基準の太陽光を設置するだけであり、事業者には瑕疵はない。

もともと遊水地区であり、大水の際は、水が溜まるというのはわかっている地域なので、太陽光の設置が直接の原因ではないと言っているものと思われる。

議 長 他に、ご意見等ございませんか。

〇〇推進委員 【挙手】

議 長 〇〇推進委員お願いします。

〇〇推進委員 いろいろご意見はあろうかと思えます。業者側にしてみても、今まで接してきた中で、人命の事を考えるという考えはなかった。前回も説明したが、上流には20軒あまりの人家がある。1軒2名の方が住んでいるとしても、約40名の住民の方々が不安に陥れられる。

このようなことは、業者はもちろん、県、そして皆様方もご配慮いただきたい。

地域としては、やはり人命というものを守らなければならない。特に農業委員会、改良区等、それぞれ防災に関しては力を入れていく、これからそのようなことが多くなっていく時代になっていくと思う。今までは徐々に増水していたものが、一気に増水することとなる。このようなことになると、人命を守ることも大変になってくる。ということで、今のうちに小さな問題を排除しておかなければ、ますます被害は拡大していくと思えますので、皆様のご協力をお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。その他、ございませんか。

できれば、ここで、先ほど説明のありました農業会議の意見を踏まえ、本会の意見を再確認したいと思います。

まず、先の総会で議決したとおり、西条市農業委員会は、不許可相当の意見とするということによろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

議 長

ありがとうございます。

それでは、先ほど、事務局が説明した別紙のとおり、今回の意見書、及び、県農業会議の意見書を付して、県知事に申請書を提出したいと思いますのでよろしく願いいたします。

結果については、その都度報告させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

この件につきましては、以上、報告を兼ねまして、意見の確認とさせていただきます。

以上で、報告承認案件、全て終わりました。

また、本日の農業委員会議事は、全て終了いたしましたが、他に何かございませんか。

無いようでございますので、以上で総会を閉じます。慎重審議、ありがとうございました。